

子育て世帯のリフォーム経費を補助します！



令和7年度南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金

＊補助対象者

子育て世帯 構成員全員が村内に住所を有し、妊娠中の子を含め、高校生以下の子が属する世帯

(以下、全てに当てはまる者)

- ・上記の世帯の構成員で、村内に建築された住宅の所有者又はこれに準ずる者
- ・上記の世帯に係る子の親権者の所得合算額が550万円未満の世帯
- ・村への納付金および府税に滞納がない世帯
(転入を伴う三世帯近居同居対象世帯の場合は対象三世帯全員に滞納がない世帯)
- ・同様の要綱に基づく補助金の申請を行ったことがない世帯
- ・世帯全員が暴力団に該当しない世帯

…詳細は要綱を要確認

＊補助対象住宅

補助対象者自らが居住する村内の住宅かつ建築基準法などの法令に適合した住宅

＊補助対象経費

申請者または配偶者が令和7年4月1日以降に負担した住宅リフォームに関わる経費のうち、子育て世帯の負担を軽減するための20万円以上の経費に限る。また、下記の全てを満たすものとする。

- ・自らが居住するためのリフォームに関する経費
- ・リビング、台所スペース、浴室(脱衣所含む)、子ども部屋に係るリフォーム経費
- ・交付決定の日の属する年度の2月末日までに完了する工事であること
- ・建築基準法に準拠した工事であること

…詳細は要綱を要確認

＊補助金額

補助対象経費の1/2と補助基準額を比較して少ない方の額(千円未満切捨て)

・補助基準額

子1人:10万円 子2人:20万円 子3人以上:30万円

※ただし、三世帯同居・近居に該当する世帯については補助金額に5万円を加算

→詳しくは、要綱をご覧ください。

※この補助金は京都府の補助金を受けて制度化しているため、京都府子育ておうえん住宅支援事業費補助金交付要領にも該当する経費が対象です。